

豊田市ハンドボール協会規約

[名称]

第 1 条 本協会は、豊田市ハンドボール協会（以下「協会」という。）と称し、事務局を事務局長宅に置く。

[目的及び事業]

第 2 条 本協会は、豊田市におけるハンドボールの振興と普及をはかることを目的とする。

2. 本協会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ハンドボールの普及、奨励をはかる。
- (2) ハンドボール競技大会、指導者講習会等各種行事。
- (3) その他、本協会の目的達成に必要な事業。

[会員]

第 3 条 本協会の会員は、目的に賛同し所定の手続きを経て入会した者で組織する。

2. 会員は、市内に在住、在勤、在学する者で組織した団体及び個人とする。ただし、近隣市町村で、ハンドボール協会をもたない市町村在住、在勤、在学者で組織した団体も認める。

[年会費]

第 4 条 本協会の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 団体（一般） 4, 0 0 0 円
- (2) 団体（高校） 3, 0 0 0 円
- (3) 団体（中学） 3, 0 0 0 円
- (4) 団体（小学） 3, 0 0 0 円
- (5) 個人 2, 0 0 0 円

2. 年会費は、年度途中の入会においても全部納入するものとする。

3. 納入された年会費は、原則として返還しない。

[役員]

第 5 条 本協会に、次の役員を置く。

顧問	若干名
参与	若干名
会長	1 名
副会長	若干名
理事長	1 名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
理事	若干名
会計	2 名
監事	2 名
事務局長	1 名

[役員の選任]

第 6 条 会長、副会長は常任理事会で推挙決定する。

2. 理事長、副理事長は常任理事の互選による。
3. 理事は、会員の互選による。
4. 会計、監事は常任理事会で推挙決定する。
5. 顧問、参与、事務局長は、会長が委嘱する。

[役員 の 職務]

- 第 7 条 会長は、本協会を代表し会務を総括し、総会、常任理事会及び理事会の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
 3. 理事長は、常任理事会の決するところに従い会務を代行する。
 4. 監事は、会務の執行状況を監査する。

[役員 の 任期 及 び 解任]

- 第 8 条 役員 の 任期 は 2 年 と する 。 た だ し 、 再 任 を 妨 げ ない 。
2. 補欠または増員による役員 の 任期 は 、 前 任 者 また は 現 任 者 の 残 任 期 間 と する 。
 3. 役員 は 、 その 任 期 終 了 後 で も 後 任 者 が 就 任 す る ま で は 、 な お そ の 職 務 を 行 う 。
 4. 役員 に 、 本 協 会 の 役 員 と し て ふ さ わ し く ない 行 為 の あ っ た 場 合 また は 、 心 身 の 故 障 の た め 職 務 の 執 行 に た え ない と 認 め ら れ る 場 合 に は 、 その 任 期 中 で あ っ て も 、 常 任 理 事 会 の 議 決 に よ り こ れ を 解 任 す る こ と が で き る 。

[会 議]

- 第 9 条 総 会 は 、 年 1 回 会 長 が 招 集 す る 。 た だ し 、 会 長 が 必 要 と 認 め た 場 合 は 、 臨 時 総 会 を 招 集 す る こ と が で き る 。
2. 常 任 理 事 会 は 、 会 長 が 招 集 し 、 本 協 会 の 予 算 、 決 算 な ら び に 必 要 事 項 を 審 議 す る 。
 3. 理 事 会 は 、 会 長 が 招 集 し 、 本 協 会 の 運 営 に 必 要 な 事 項 を 研 究 協 議 す る 。

[経 費 の 支 弁]

- 第 10 条 本 協 会 の 経 費 は 、 次 に 掲 げ る も の で 支 弁 す る 。
- (1) 年 会 費
 - (2) 参 加 費
 - (3) 補 助 及 び 寄 付 金
 - (4) そ の 他

[会 計 年 度]

- 第 11 条 本 協 会 の 会 計 年 度 は 、 毎 年 4 月 1 日 に 始 ま り 翌 年 3 月 31 日 に 終 る 。

[雑 則]

- 第 12 条 本 協 会 の 規 約 の 施 行 に 関 し て 、 必 要 な 事 項 の 細 則 及 び 規 約 の 改 変 は 、 常 任 理 事 会 で 審 議 し 総 会 で 決 定 す る 。

[付 則]

この規約は、昭和63年4月3日より施行する。
この規約は、平成8年4月7日より施行する。
この規約は、平成10年4月5日より施行する。
この規約は、平成23年5月22日より施行する。